

番 号 : 180585
国 名 : パプアニューギニア
担当部署 : 社会基盤・平和構築部都市・地域開発グループ第一チーム
案件名 : ココポ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト詳細計画策定調査（社会経済／環境社会配慮）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 社会経済／環境社会配慮
- (2) 格 付 : 4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2019年1月下旬から2019年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.25M/M、現地 0.70M/M、合計 0.95M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
3日 21日 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月9日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については以下をご覧ください。
JICAホームページ (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>)
ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（2018年12月1日以降の公示から適用）
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 選定結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月21日（月）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	環境社会配慮に係る各種業務
対象国／類似地域	パプアニューギニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パプアニューギニアは人口が8.25百万人（2017年時点）で、ニューギニア本島の東側半分、ビスマルク諸島、ニューブリテン島等600以上の島嶼で構成されている。東ニューブリテン州はパプアニューギニアの島嶼地域において2番目に大きい州であり、2011年時点の人口は32.8万人とパプアニューギニアの21の州と首都区のうち11番目の人口規模を擁する。その中心となるココポ・ラバウル地区は周辺島嶼地域の拠点となっている。自然環境が豊かな同州は、ココアやパーム油等の一次産品の輸出に依存する対外依存度の極めて高い経済構造となっている。そのような中、同州は、より持続可能な開発を目指し、農産品の加工等の国内産業や観光業の育成を含む「東ニューブリテン州経済開発計画(2003-2030)」及び「東ニューブリテン州戦略的開発計画(2011-2021)」を策定し、同州の開発を目指している。

また、日本との歴史的つながりが強い地域として知られる州都ラバウルは、1994年9月のラバウル近郊の2つの火山噴火により、街全体が火山灰に覆われ多くの機能を失った。これを受け、空港機能を南西約45kmに位置するトクア空港に移転するとともに、2011年時点のそれぞれの市街地の人口は、ココポ約3.2万人、ラバウル約0.5万人と大半の人々がラバウルから南西に約30km離れたココポに移住している。このような中、同地域の人口増加率は、パプアニューギニアの平均増加率と同様に3%を超えているとみられ、今後大きな人口増加が見込まれる。一方、社会インフラに目を向けると、主要ネットワークとなるトクア空港からココポ、ラバウルにつながる幹線道路もポットホールや未舗装が多く交通に支障をきたしており、トクア空港やラバウル港は近年の需要に施設容量が追い付かずその改善及び拡張が望まれるなど、社会インフラの計画的な整備が大きな課題となっている。

かかる状況を受け、パプアニューギニア政府から島嶼地域の中心地である同地域を対象とした技術協力プロジェクトとして「ココポ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト」の要請がなされた。

これを受けてJICAは、パプアニューギニア政府からの協力要請の背景、内容を確認し、本プロジェクトの事前評価を行うとともに、本体プロジェクトの実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析することを目的として本詳細計画策定調査を実施する。

なお、同要請は以下の4つの成果からなる。

- (1) 成果1：「東ニューブリテン州経済開発計画（2003-2030）」及び「東ニューブリテン州戦略的開発計画（2011-2021）」の評価
- (2) 成果2：成果1における課題の優先順位付け及びココポ・ラバウル地区のインフラ開発計画の策定
- (3) 成果3：成果2における優先プロジェクトのFSの実施
- (4) 成果4：東ニューブリテン州政府及び地区政府職員の計画策定及び実施能力の強化

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続き、並びにJICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月版）の内容を十分に把握の上、他の業務従事者や機構職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。本業務は、冒頭の案件名に記載した案件、すなわちココポ・ラバウルにおけるインフラ開発計画策定プロジェクト（環境社会配慮カテゴリ分類Bを想定）の詳細計画策定調査を実施するものであり、本業務従事者は、本案件の社会経済／環境社会配慮として主に「成果1」及び環境社会配慮にかかる調査を行う（調査対象地域はポートモレスビー及び東ニューブリテン州（主にココポ地区（Kokopo District）、ラバウル地区（Rabaul District））。なお、ここでいうインフラ開発計画は、社会インフラ（道路、空港、港湾、上水、下水、廃棄物、電力インフラ等）を想定する。

また、本プロジェクトは、人口が極めて少ない地域（ココポ・ラバウル地区12.7万人、市街地3.7万人）への協力となることから、プロジェクトスコープ（実施アプローチ、投入等）の検討については中央及び州政府のニーズ、キャパシティ、優先事項、また現地状況等に応じた柔軟な検討が必要となる。そのため、詳細計画策定調査は、第1回調査「現地状況・ニーズにかかる情報収集確認及び協力方針の検討」と第2回調査「R/D（案）協議」の2回に分けて実施する予定であり、本調査は、この第1回調査に当たる。

具体的の担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年1月下旬）

- ①要請背景・内容を（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）把握する。
- ②担当分野に係る関連既存資料・情報や我が国を含むドナーの協力実績をレビューする。
- ③担当分野に係る調査項目の整理と、調査工程・手法の検討を行い、対処方針（案）、説明資料（案）と関係機関（東ニューブリテン州等）に対する質問票（英文）を作成する。
- ④他の調査団員と協力し、詳細計画策定調査報告書（案）の目次構成及び分担を検討する。
- ⑤JICA職員が作成する、M/M（案）に対して担当分野の観点からコメントする。
- ⑥対処方針会議等の事前打合せに参加する。

（2）現地派遣期間（2019年2月上旬～2月下旬）

- ①JICAパプアニューギニア事務所、在パプアニューギニア国日本大使館との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ②パプアニューギニア側等の関係機関等との協議及び現地調査に参加する。
- ③パプアニューギニア国関係機関等との協議及び現地踏査、担当分野に係る情報・資料収集を通じ、担当分野（社会経済／環境社会配慮）に係る現状把握と課題の整理し、本プロジェクトに向けた提言を行う。具体的には以下のとおり。なお、これ以外にも調査すべき項目がある場合にはプロポーザルにて提案すること。
 - ア) 対象国（パプアニューギニア）の社会経済概況、自然状況、貧困状況、少数民族、外国人移民について確認する。
 - イ) パプアニューギニアの国家開発計画、経済開発、産業開発計画の方向性、またその中におけるインフラ計画の位置づけについて把握する。
 - ウ) パプアニューギニアにおけるインフラ分野の開発計画の有無、開発の方向性、また、計画・実施されている開発事業、問題点を把握する。
 - エ) 東ニューブリテン州経済開発計画（2003～2030）、及び戦略的開発計画（2011～2021）等の内容とその評価方法について確認する。
 - オ) 東ニューブリテン州の産業開発政策と同政策におけるインフラ開発の位置付けを把握する。
 - カ) 上記に係る関連統計データを把握する。
 - キ) 上記に係る計画策定、承認、及び計画実施のプロセスを把握する。
 - ク) 上記の計画策定、承認のプロセスにおける主管官庁とその相互の関係を把握する。また、計画実施のプロセスについては中央政府を含め主管官庁とその相互の関係を確認する。
 - ケ) 「成果1」の担当機関の開発計画策定に関する経験及び能力を調査する。その際、実施体制、人員配置、予算等についても確認する。
 - コ) パプアニューギニア国における環境影響評価（EIA）、住民移転にかかる組織・制度・法律など（戦略的環境アセスメント（SEA）、初期環境評価（IEE）、EIA等の実施体制、法制度、環境基準、住民移転手続き、ステークホルダー協議の概要等）
 - サ) パプアニューギニア国における環境社会配慮の現状（各種環境手続きの実施状況、住民移転などの実施方法等）
 - シ) 景観・伝統文化保全に関する政策・組織・制度・法律・基準等
 - ス) 貧困者・弱者支援・ジェンダーに関する政策・組織・制度・法律・基準等
 - セ) 少数民族・外国人移民に関する政策・組織・制度・法律・基準等

- ソ) 環境社会配慮、住民移転の手続き及び制度運用状況（工程、所要期間、費用負担、ステークホルダー協議の実施状況等）
- タ) スクリーニングに必要な情報（ベースラインデータ）
- チ) カテゴリ分類に基づく予備的なスコーピング（案）
- ツ) パプアニューギニア国の環境問題及び今後の国土開発によって生じる可能性のある環境・社会問題及び留意事項
- テ) パプアニューギニア国内の担当分野にかかる類似案件実績
- ト) 上記データ含む関連情報の具体的な収集方法、関連データ入手上の制約
- ナ) 担当分野における再委託先候補となるローカルコンサルタントの役割（組織規模、技術者数、関連業務実績、契約単価実績、工期等）を担当分野の視点より改めて収集、確認する。
- 二) 担当分野における本プロジェクトでの再委託の調達事情、再委託先の方法の検討、想定される業務内容を検討、再委託業務のTOR案を作成する。その際、学生や関連機関職員による協力可否、現地企業調達事情等）の把握等の確認を行う。
- ④パプアニューギニア国関係機関にJICA環境社会配慮ガイドラインの内容を説明し、理解を得る。
- ⑤前工程までの調査結果を踏まえ、他の調査団員とも協力しながら担当分野における本プロジェクトの内容を検討する。想定される具体的な検討項目は以下のとおり。
 - (ア) 成果1にかかる活動の検討
 - (イ) インフラ開発計画の対象地域の社会経済フレームワークの検討プロセス及び検討体制
 - (ウ) 予備的スコーピングの実施及びプロジェクトにおける環境社会配慮調査内容、TOR作成
 - (エ) SEAの実施手段（ステークホルダーの設定、シナリオの検討方法、プロセス等、伝統文化保全に関する施策も含む）
 - (オ) プロジェクトの実施における環境社会配慮上の留意事項（自然環境や住民移転等に留まらず、伝統文化保全、貧困削減、ジェンダー、社会的弱者といった視点からも検討すること）
 - (カ) プロジェクトの実施における自然条件上の留意事項
- ⑥JICA団員とともにパプアニューギニア側関係機関との現地協議に参加し、JICA職員が作成するM/M案、R/D案に対して担当分野の観点からコメントする。
- ⑦担当分野に係る議事録・面談録、及び資料収集リストを作成する。また、調査全体の資料収集リストの取りまとめに協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果をJICAパプアニューギニア事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2019年2月下旬～2019年3月上旬）

- ①収集資料の整理・分析、収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ、現地調査結果の整理を行う。
- ②事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ③帰国報告会、国内打合せに出席するとともに担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④担当分野に関する本格プロジェクトへの提言（実施手法、規模、留意点等）を含む詳細計画策定調査報告書を作成する。
- ⑤情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）（案）を作成する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）及び情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）（案）。いずれも電子データにより提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願いま

す。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ポートモレスビー⇒トクア空港を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

- ・現地派遣期間は2019年2月3日～2月23日を予定しています。
- ・社会経済／環境社会配慮（コンサルタント）の現地派遣期間も2月3日～2月23日、JICAの調査団員は現地調査を2月17日～23日に行う予定です。
- ・現地では、他の調査団員と協力しつつ調査を実施すること。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) インフラ計画／GIS（コンサルタント）
- エ) 社会経済／環境社会配慮（コンサルタント・本公示分）

③便宜供与内容

当機構パプアニューギニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳傭上
あり
- オ) 現地日程のアレンジ
パプアニューギニア政府機関とのアポイント取り付けをJICAが支援します。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループより配布します。入手を希望する方は、代表アドレス（eigge@jica.go.jp）宛に、案件名を明示してメールをお送りください。

- ・要請書
- ・「東ニューブリテン州経済開発計画（2003-2030）」
- ・「東ニューブリテン州戦略的開発計画（2011-2021）」

②以下の参考資料が、ウェブサイトで確認が可能です。

- ・UN Habitat 「Papua New Guinea: Kokopo City Profile」
http://www.fukuoka.unhabitat.org/projects/voices/pacific_islands/pdf/4_Papua_New_Guinea_Kokopo_City_Profile.pdf

③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

- イ) 提供依頼メール：
 - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

- ・本文 : 以下の同意文を含めてください。
「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求める制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ②本案件は、JICA の環境社会配慮力テゴリ B となっています。
- ③戦略的環境アセスメント（SEA）の業務経験を有することが望ましい。
- ④現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、在パプアニューギニア日本大使館、JICA パプアニューギニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ⑤本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑥本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上